教育ローン（当座貸越型）

2024 年 10 月 1 日現在

商　品　名 （ 愛 称 ）	**ホームタウン奨学ローン** 敦賀市ホームタウン奨学金事業補助金（第２種）対応商品

ご　利　用 いただける方	１．三親等以内の親族が高等教育機関に就学中又は就学予定である方。ただし、２０２４年４月１日以降に高等教育機関へ入学した親族に限ります。 ※敦賀市が定める「高等教育機関」とは、大学（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校等をいいます。 ２．年齢が満 20 歳以上、満 69 歳以下の方で、完済時年齢が満 80 歳以下の方 ３．ライフカード株式会社の保証を受けられる方 ４．安定継続した収入がある方（年金収入のみの方を除きます。） ※派遣社員、パート、アルバイトの方の収入については、「年収が 150 万円以上ある方」または「年収が 90 万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。 ５．当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	三親等以内の親族の高等教育機関への就学にかかる次の資金 ①就学する高等教育機関への納付金 ②就学にかかる付帯費用 ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金･礼金･家賃）をいいます。 ③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
お申込極度額	50 万円以上 300 万円以内（10 万円単位）
ご利用限度額	利用限度額は保証会社の審査結果（貸越極度額）により決定します。 300 万円以内
ご利用期間	15 年以内（医学部、薬学部等の６年制大学は 17 年以内） ①ご利用期間のうち貸越利用期間は、契約日から卒業予定年月日の属する月の月末、または満 71 歳到来月の月末のいずれか早い方までとします。（入試合格・入学予定校決定時（入学月の前９ヶ月以内）からご利用できます。） ②貸越利用期間終了後は定額返済期間となります。 ※三親等以内の親族が大学院等へ進学する際、引き続きホームタウン奨学ローンの利用を希望する場合は、①貸越利用期間の延長が可能です。ただし、貸越利用期間を延長した場合の定額返済期間は 10 年以内となります。
ご融資利率	金庫所定の金利とします（保証料を含みます。）
保証人・担保	ライフカード株式会社が保証します。
お利息計算方法	前月 10 日から当月９日までの１ヵ月間の貸越利息を算出します。
ご　返　済　日	毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）

教育ローン（当座貸越型）

2024 年 10 月 1 日現在

商品名（愛称）	ホームタウン奨学ローン 敦賀市ホームタウン奨学金事業補助金（第２種）対応商品

ご返済方法

１．在学期間中は元金返済を据置とします（毎月利息のみのお支払い）。
※補助金の交付を受ける場合に限り、最長３年間の元金据置期間の延長ができるものとします。

２．卒業後４ヶ月目からは以下の定額返済とします（貸越利用期間終了時の貸越極度額により毎月返済額が異なります）。

貸越極度額	毎月返済額
50 万円以下	6,000 円
50 万円超 100 万円以下	10,000 円
100 万円超 150 万円以下	14,000 円
150 万円超 200 万円以下	18,000 円
200 万円超 250 万円以下	22,000 円
250 万円超 300 万円以下	26,000 円

３．窓口で随時ご返済も可能です。

手数料等

１．保証料：ご融資利率に含まれます。
２．返済条件等を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要です。
※ただし、貸越期間中に子弟等が進学することによる貸越利用期間の延長は除きます。

ご用意いただくもの

１．三親等以内の親族が就学中または就学予定であることを証する書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）
２．本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、運転経歴証明書等）
３．対象親族との関係が認識できる書類（親子以外や対象親族と住所が異なる場合のみ）
４．所得証明資料（源泉徴収票、納税証明書その２、住民税決定通知書、所得証明書、確定申告書等）
５．普通預金お取引印鑑

苦情処理措置

本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（９時～17 時、電話：0770-22-9431）、苦情等は、営業店または総務部（９時～17 時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。

紛争解決措置

福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（９時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他

１．お申込みに際しましては、当金庫およびライフカード株式会社が審査をさせていただきます。その審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
２．敦賀市ホームタウン奨学金事業補助金の詳細については、敦賀市ホームページをご覧になるか、市役所担当窓口へお問い合わせください。